

## 入札の手続き

林野等の一般競争入札の標準的な手続きについてご案内します。□

番号	項目	説明
1	入札参加資格	予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者、国有財産法第16条の規定に該当する者並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者以外の方であれば、どなたでも参加できます。
2	入札物件の公告	入札の日時、場所等の具体的な内容は、入札を行う森林管理局・署等の掲示板や現地の看板によりお知らせします。
3	入札要領等の閲覧・交付	入札の公告期間中は、国有財産売払公示書、入札要領及び国有財産売買契約書を、物件を所管する森林管理局・森林管理署等に閲覧用に備え付けるほか、希望される方にはお渡します。
4	現地説明会	入札日前に現地説明会を実施する場合は、現地説明会の日時・場所について、入札を行う森林管理局等の掲示板や現地の看板によりお知らせします。なお、現地説明会に参加しなくても入札に参加できます。
5	代理人等	入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出していただきます。共同買受けをする場合は、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札していただきます。
6	入札保証金の納付	ご自身が見積りした入札金額の100分の5以上に相当する金額を、現金、又は銀行等が振り出し若しくは支払を保証した小切手により、納付していただきます。
7	入札書	入札書は所定の用紙を使用し、入札者の住所、氏名(名称)を記名のうえ、押印又は署名し、入札金額は売払い物件ごとにその金額を記入します。
8	落札者の決定	入札された有効札のうち、国の予定価格以上で最高額のものをもって落札者と定めます。
9	身分証明書等	落札者は、契約の締結に先立ち、競争参加者に必要な資格の証明として、法人にあっては法人登記の現在事項全部証明書を、個人にあっては住民票を、それぞれ提出しなければなりません。
10	契約書の作成	契約は、契約書を作成し、国、落札者双方が記名押印したときに成立します。
11	契約保証金	落札者は、契約の際、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付していただきます。なお、この金額は売払代金に充当します。
12	契約締結	落札決定の日から30日以内に契約していただきます。
13	売払い代金の支払い	契約締結の日から起算して20日以内に納付していただきます。
14	契約者	落札者以外の名義人とは契約締結いたしません。
15	所有権の移転及び登記	原則、売買代金の納付と同時に所有権が移転します。登記は、契約者の請求により、国が所有権移転の嘱託登記を行います。
16	費用負担	売買契約書(国保管用のもの1部)に添付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切のご費用は、契約者の負担となります。
17	売払い条件	物件によっては、契約締結の日から5年間は所有権の移転又は権利の設定ができないほか、風俗営業等の業を営むことが禁止されることがあります。

詳しくは情報公開窓口までお問い合わせください。□